

## 会津大学共同研究等受入審査委員会設置要綱

(平成18年4月1日)

(最終改正 2026年4月1日)

(設置目的)

**第1条** 会津大学（以下「本学」という。）における共同研究、受託研究及び奨学寄附金の受入れについて審査するため、会津大学共同研究等受入審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

**第2条** 委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 教授会において選出された教授 若干名
  - (2) 研究科委員会において選出された教授 若干名
  - (3) 事務局長
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(委員会の招集等)

**第3条** 委員長は、委員会に関する事務を総理する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(審査事項)

**第4条** 委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 本学における共同研究、受託研究の受入れに関すること。
- (2) 本学における奨学寄附金の受入れに関すること。
- (3) その他委員会の目的達成のため必要な事項に関すること。

(関係者の出席)

**第5条** 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

**第6条** 委員会に関する庶務は、事務局企画連携課で行う。

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2026年4月1日から施行する。
- 2 2026年4月1日以降最初に選任される委員会の委員の終期は、第2条第2項の規定にかかわらず2027年3月31日とする。